

町公式 LINE がリニューアル！ 一便利になった機能を紹介

町公式 LINE で必要な情報を届けやすくするだけでなく、便利な機能も追加する大幅なリニューアルを行いました。まだ登録していないそのあなた、使わないともったいない！この機会にぜひ「友達登録」してみませんか。



自分が欲しい情報の受信(セグメント受信)

欲しい情報を選択することであなたに合った町からの情報が届きます。これまでは一斉送信で人によっては不要な情報も全て届きましたが、改善されました。

▼ 以下設定方法



初回登録フォームから性別、生年月日、お住いの地域、職業と欲しい情報の種類を回答し送信することで設定完了です。

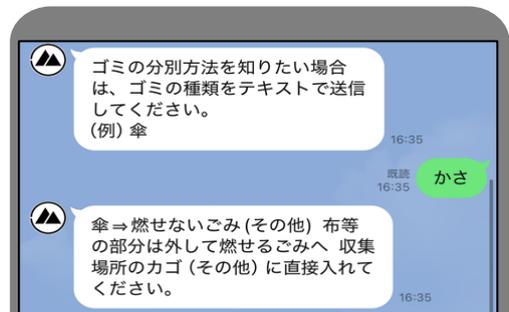


※防災行政無線で放送した内容はすべての方に一斉送信されます。



ごみの分別自動応答(チャットボット)

日常生活において「ごみの分別」に迷ったことはありませんか？そんなとき LINE でごみの名前を入力するだけで分別方法がわかります。



入力するとすぐに分別方法が分かる！

- ★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
- ☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
- ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)

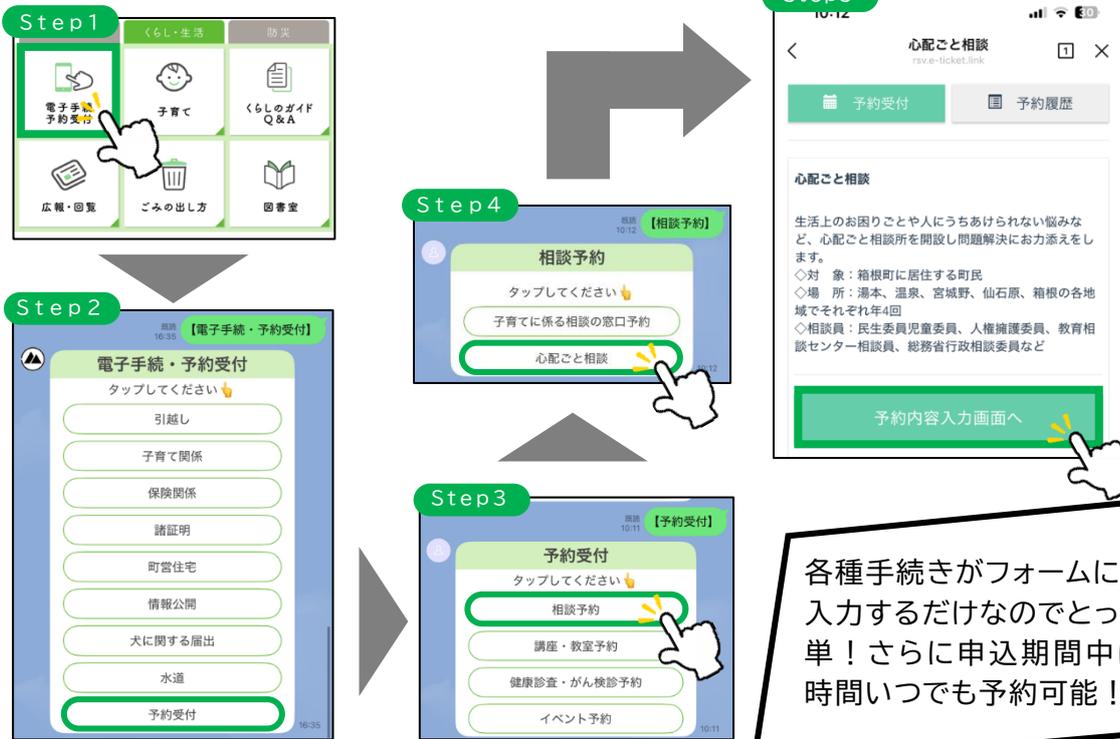
～ 裏面もご覧ください～



3

電子手続き・予約受け

電話など不要！各種イベント、相談、教室、検診予約、水道開栓・閉栓の予約が LINE から、できるようになりました。



各種手続きがフォームに沿って入力するだけなのでとっても簡単！さらに申込期間中は 24 時間いつでも予約可能！

他にも便利な機能があり、今後も機能を充実していく予定です。

LINE はどんなアプリ？

HAKONE

Q LINE ってなに？
A 無料で使える、メッセージや電話のアプリです。

Q 何ができるの？
A 文字や写真のやりとり、通話やビデオ通話ができます。

Q 町の LINE 公式アカウントって？
A 町からの自分の欲しい情報や防災情報を受け取れます。

登録者募集中

登録方法 1

まず、お持ちのスマートフォンに LINE アプリをインストールしてください。

その後右図の 2 次元コードをスマートフォンのカメラから読み取り登録してください。



登録方法 2

LINE アプリを起動し、

「箱根町」または「@hakonetown」を検索。

箱根町公式 LINE アカウントを選択し「追加ボタン」を押し追加完了です。

| | |
|-----|--|
| 月 日 | |
| サイン | |

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 7 年 10 月 10 日発行】

秋のスズメバチに注意！！



そろそろ秋めいた気候になってきましたが、スズメバチの活動はまだまだ続いているので注意が必要です。



スズメバチって夏の虫じゃないの？



ハチに刺されるのって夏だよね？



スズメバチは11月頃まで活動します！特に秋頃が一番危険です！

スズメバチは初夏から夏にかけて巣作りで活動し、秋頃に次の世代を生む準備を始めます。

秋頃は巣作りが完了し、働きバチの数も増え、大きい巣だと1,000匹以上の働きバチが居ることも珍しくありません。

特に秋頃は新しい女王バチが生まれている時期なので、働きバチの攻撃性が1年の中で最も高まります。

秋頃のスズメバチの巣は非常に危険なため、見つけても決して近づかないようにし、駆除が必要な場合は絶対に自分で駆除しようとはせず、専門の業者に依頼してください。

町では町内の駆除業者の紹介や、駆除費用の負担軽減のために補助金の制度があります。

スズメバチの巣を駆除したい場合は、まず環境課美化保全係までご相談ください。

※ スズメバチ駆除費用の補助金を受けるには条件があります。

駆除する前に必ず事前にご相談ください。

町HPにも補助金の詳しい説明が掲載されていますので、そちらも併せてご確認ください。

・町HP 該当ページ二次元コード



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

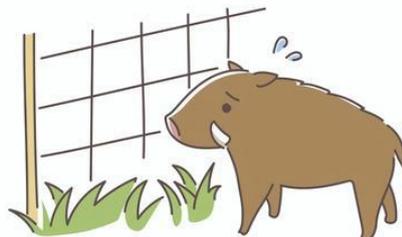
イノシシなどの被害を防ぐための支援制度があります！

イノシシなどによる被害を防止するために柵を設置する方に補助金を交付しています。

◆制度の概要

【対象者】

- ①町税などの滞納のない方
- ②町内に住居または敷地を所有している方
- ③設置した柵を適正に維持できる方



【対象費用】

- ・柵の購入費用（設置費用など工事費は対象になりません。）

【補助額】

- ①町民などの方 購入費用の2分の1（限度額は2万円）
- ②自治会 購入費用の3分の2（限度額は3万円）
- ③事業者 購入費用の3分の1（限度額は2万円）

【期限】

領収書が発行されてから6か月以内。

なお、予算に限りがありますので、事前に確認をお願いします。

申請書は役場、出張所で配付しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、右記二次元コードで町ホームページをご確認いただくか、
下記照会先へお問い合わせください。



照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

姉妹都市 洞爺湖町物産展のお知らせ

箱根町の姉妹都市「北海道洞爺湖町」の物産展を箱根大名行列にあわせて開催いたします。

【開催日時】 11月3日（月曜日・祝） 10時～16時

【場所】 湯本富士屋ホテル前駐車場

【販売（予定）品】

ホタテの串焼き、ぐる巻きソーセージ、小豆、じゃがいも・にんじん詰め放題、わかさいも等

（販売品目は変更になる場合があります）

照会先 観光課産業振興係 電話 0460（85）7410



町外の文化施設を訪ねる会③を開催します

公益財団法人 箱根町文化・スポーツ財団では、今年度最後となる「町外の文化施設を訪ねる会（第3回）」を、次のとおり開催します。

この機会に見聞を広め、感動を味わってみませんか。

【日 時】 11月12日（水） 6時45分～17時40分（予定）

【見学施設】 首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）
武蔵一宮 氷川神社（埼玉県さいたま市）

【日 程】

町内各地（元箱根 6:45～湯本 7:45）⇒〔厚木バイパス→圏央道〕⇒
首都圏外郭放水路（11:00～12:00）⇒昼食・見学等：大村庵 / 武蔵一宮
氷川神社（12:50～14:30）⇒〔首都高速道路→東名高速道路→厚木
バイパス〕⇒町内各地（湯本 16:40～元箱根 17:40）

※ 町内各地の出発時刻・集合場所などの詳細は、申込後、参加者に連絡します。

【対 象】 当財団賛助会員、および町内在住・在勤者

【定 員】 40人（先着順）

【参加費】 7,000円（昼食代、入場料などを含み、当日徴収します）

※ 当財団の賛助会員には、割引があります。

【申込期間】 賛助会員は、10月24日（金）9時30分から、
一般の方は、10月28日（火）9時30分から、定員に達するまで。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【申 込 先】 エニコートラベル(株) 神奈川県知事登録旅行業第3-1148号
電話：0465(46)8477（営業時間：9時30分～18時）

【利用バス会社】 箱根登山観光バス(株) 神奈川県知事登録旅行業第2-820号

〔見学施設の概要〕

○ 首都圏外郭放水路

平成18年（2006年）6月から、首都圏の水害を軽減することを目的に供用が開始された治水施設で、延長約6.3km、国道16号の直下約50mに設けられた世界最大級の地下放水路です。見学する調圧水槽は、巨大な柱によって天井が支えられ神殿のように見えることから“地下神殿”と呼ばれています。

エレベーターなどの設置がないため、約100段の階段を昇り降りします。履き慣れた靴で参加願います。また、開催日前の天候によっては、見学コースが変わります。

○ 武蔵一宮 氷川神社

2000年以上の歴史を有する、埼玉県周辺に約280社ある氷川神社の総本社です。正月三が日の初詣の参拝者数は全国10位以内に数えられ、平成20年（2008年）以降は、毎年200万人以上が訪れている神社です。

企画・照会先（公財）箱根町文化・スポーツ財団 電話（87）5222

箱根探訪会「松の茶屋探訪会」 参加者募集！

松の茶屋は近代以降、財界の有力者たちにより建てられた湯本地域の別荘の一つです。この建物は増改築を経て一時旅館として使用されましたが、現存する建物として、平成25年3月には国の文化財として登録され、保護・活用が図られています。



松の茶屋

そこで、今回は同建物を管理する「公益財団法人 三井文庫」の協力のもと建物の見学を行い、箱根の歴史に対して理解を深めるとともに、文化財保護の意識を高めることを目的として、箱根探訪会「松の茶屋探訪会」を開催します。皆さんの応募をお待ちしています。

この機会に、地域の文化財について理解を深めてみませんか。

【開催日時】 11月18日（火）※午前と午後の2回開催します。

<午前> 9時30分～12時（見学時間は10時～12時）

<午後> 13時30分～16時（見学時間は14時～16時）

【集合場所】 箱根湯本駅改札（午前は9時30分、午後は13時30分）

【見学先】 松の茶屋（箱根町湯本518-1）

【募集定員】 各回10人（定員を超えた場合は抽選）

【受講料】 200円〔保険料、資料代〕

【申込期限】 10月31日（金）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号

⑥参加を希望する回（午前の回、午後の回） ⑦今回の探訪会開催

を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601

令和8年度の放課後児童クラブの入所児童を募集しています！

令和8年度（令和8年4月1日から）の放課後児童クラブの通年入所児童を、次のとおり募集します。 現在入所中の方も、申し込みが必要です。

【対象】

小学校に就学している児童のうち、その保護者が仕事などの理由から、昼間家庭にいないため、授業の終了後や長期休暇中に、適切な保護を受けることができない児童。

※ 全学年の児童が募集対象です。

【クラブの名称、開設場所および定員】

| 名称 | 開設場所 | 定員 |
|----------|----------|-----|
| 湯本こどもクラブ | 湯本小学校内 | 32人 |
| 箱根こどもクラブ | 箱根の森小学校内 | 29人 |
| きんときクラブ | 仙石原小学校内 | 27人 |
| すぎのこクラブ | 箱根幼稚園内 | 17人 |

※ 箱根こどもクラブの応募状況によっては、箱根地域にお住いの方に、すぎのこクラブへの入所をお願いする場合があります。ご承知おきください。

【開所日】

月～土曜日

※ 日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は、開所しません。

【開所時間】

小学校の放課後14時ごろ～18時30分

※ 土曜日、春・夏・冬休み期間中および運動会振替休日の開所時間は8時～18時30分

【職員】

常時2人以上の職員（放課後児童支援員および補助員）が児童たちと活動します。

【保護者負担金】

① 基本料金：7,000円（7月分は8,000円、8月分は9,000円）

※おやつ代・保険料を含んでいます。

② 延長料金：18時以降の利用1回につき100円

※ 同一世帯から2人以上の入所児童がいる場合の2人目以降の基本料金は、1人目の児童の2分の1の額（3,500円（7月分は4,000円、8月分は4,500円））となります。

※ 基本料金については、生活保護法に基づく保護を受けている世帯や就学援助などに減免制度があります。

【傷害保険】

入所児童に対しては、一括して傷害保険に加入します。

クラブ内で事故やけがなどがあったときは、保険が適用されます。

町ホームページ



【提出書類】

① 放課後児童クラブ入所申請書

② 就労証明書（事業所が証明したもの）

※ 申請書類は、町のホームページからダウンロードしてください。

子育て支援課および出張所では10月17日（金）から配布しています。

※ 同期間内に幼児学園・保育園への申請をされる方は、就労証明書は省略可能です。

③ すぎのこクラブ入所希望調書

※ 箱根の森小学校へ通学している方で、すぎのこクラブへの入所を希望される場合のみ

【受付期間】

令和7年11月5日（水）～11月18日（火）

期日厳守 4月1日から入所を希望される場合は必ず受付期間内に申請をしてください。

【提出先】

子育て支援課または出張所

【その他】

① 入所を希望する方が定員を超えた場合には、審査の上、入所児童を決定します。

② 児童が集団生活において指導を受けることが困難と認められるとき、その他クラブの管理運営上支障があると認められるときは、クラブへの入所を制限することがあります。また、入所後において、同様の状況となった場合は、退所になることがあります。

③ 給食がない日ならびに夏休み、冬休みおよび春休み期間中の昼食は、家庭で弁当を用意してください。

④ 児童の安全のため、児童の迎えは、保護者または保護者に代わる方がクラブ開所時間内に行うことを厳守してください。

お問い合わせは…

福祉部 子育て支援課 子育て推進係

電話 0460（85）9595



木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：11 月 13 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所：社会教育センター 第 2 会議室

*相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

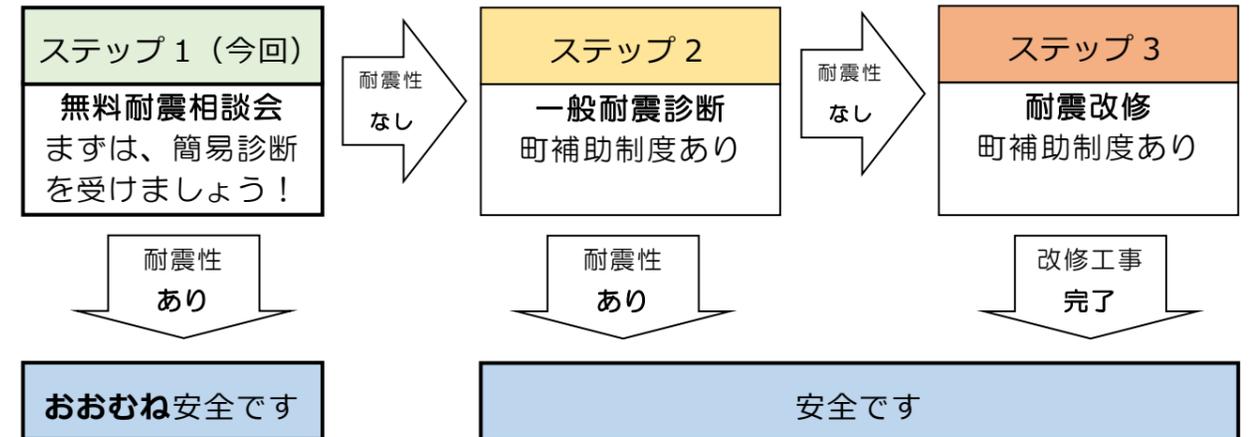
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：11 月 6 日（木） 12 時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

工事に伴う交通規制(強羅地内)

強羅地内の道路舗装工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

【場所】 強羅地内(町道宮 185 号線) 中強羅駅付近～上強羅駅付近

【期間】 10月中旬～11月下旬(8時～17時)

【交通規制】 車両全面通行止め(夜間開放 一部夜間施工の可能性有)

※ 交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



| 凡 | 例 |
|---|--------|
| | 交通規制箇所 |

照会先 都市整備課道路工務係 電話 0460(85)8600

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかる責任



譲ります

(9月29日現在)

| 番号 | 品名 | 規格 | 状態 | 価格 |
|------|-----------------|--|-------|----|
| 1406 | 冷蔵庫 | 幅 500 mm 奥行 500 mm 高さ 1,600 mm 東芝製 | 普通 | 有料 |
| 1407 | 冷蔵庫 | 幅 420 mm 奥行 400 mm 高さ 800 mm メーカー不明 | 多少傷あり | 無料 |
| 1409 | プラスチック製 ラック棚 | 幅 300 mm 奥行 400 mm 高さ 800 mm 引出し 15 段 | 普通 | 有料 |

譲ってください

| 番号 | 品名 | 規格 | 状態 | 価格 |
|------|---------------------|--------------|----|----|
| 2144 | 猫用品 (猫ボランティアで使用) | ケージ、シート、フード等 | 普通 | 無料 |

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

